

人権作文を応募いただく生徒の皆さんへ ～人権作文の書き方～

法務省人権擁護局

「人権」って何？

「人権」とは、「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」であり、誰にとっても身近で大切なもの、違いを認め合う心によって守られるものです。

しかし、現実の社会では、学校におけるいじめ、SNSなどでの嫌がらせ、障害などを理由とする偏見や差別、外国人に対する差別など、様々な人権問題が生じています。

人権作文にはどんなことを書けばいいの？

まずは、あなたが日常生活の中で感じたことや体験したことを思い出してみましょう。あなたの周りの方で悲しい思いや、辛い思いをしている人はいませんか？みんなが人間らしく幸せに生きていくためには、どうしたらよいと思いますか？自分の体験や、家族などの周りの方から言われたことなどを考えてみましょう。

例えば…これまでの入賞作品には次のようなものがあります。

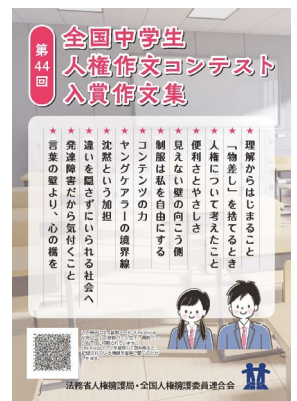
○障害により車椅子で生活する筆者が、自分と同じ障害を持つ人の活動のニュースを見て、社会を良くするためにはそれを行動に移すことが大切であると学び、「気軽な助け合い」を広めるためにできることについて考えたもの

○家族でハンセン病療養所を訪問し、そこで出会ったハンセン病元患者の方との交流を通じて感じた気持ちをつづったもの

○中学2年生の時に悪口を言われるなどの辛い経験をして、「良い学校」とは何かについて考えたもの

○障害を理由に高校の入学を断られるなど厳しい現実と直面し、障害があってもみんなと一緒に高校生になりたいという気持ちをつづったもの

○国際交流で行った外国での経験を通して、これまでの自分に住みついてきた偏見に気づき、「知ること」の大切さについて考えたもの



第44回全国中学生人権作文コンテスト入賞作文集





✓あなたが感じたことを、あなたの言葉で作文に書いてみましょう。


過去の入賞作品については、法務省ウェブサイト(<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken111.html>)に掲載されている入賞作文集をご覧ください。

人権作文を書くに当たって注意すること

人権作文は、自分の言葉で自分の考えを表現することが大切です！次のような例は認められません。

(例1) 
インターネット上のサイトに掲載されている他人の意見などをコピーして、自分の体験や考えとして作文に書いて提出すること

(例2) 
過去の入賞作文をコピーして、自分の体験や考えとして作文に書いて提出すること

(例3) 
生成AIの利活用等により自己の体験等や考察に基づくことなく創作した文章を自己の作文として提出すること

※本やインターネット上のサイト等から、他人の意見や考えなどを引用するときは、出所を明示するなどのルールを守りましょう。

⇒著作権についてもっと知りたいときは？

[みんなのための著作権教室](http://kids.cric.or.jp/)(<http://kids.cric.or.jp/>) ((公社) 著作権情報センターウェブサイト)